

## 『新プロゼミ行政法』訂正表

(初版第1～2刷用)

● ii ページ 第5の特色 2-3行目 (初版第2刷で訂正済み)

(誤) …「3つの手続法」(第2～4章) …組織法(第7章)です。地方自治法(第8章)は、…

(正) …「3つの手続法」(第2～5章) …組織法(第8章)です。地方自治法(第9章)は、…

● 2 ページ 4-5行目 (初版第2刷で訂正済み)

(誤) 日本に11ある中央省庁の中で、その筆頭に位置する省です。

(正) 日本に11ある省の中で、その筆頭に位置します。

● 5 ページ 注釈囲み「行政手続等の棚卸」(初版第2刷で訂正済み)

最後に以下の一文を追加しました。

なお、前記「現況表」は、これからは「棚卸結果」の中に包含されることになる。

● 12 ページ 20行目 (初版第2刷で訂正済み)

(誤) (▶p. 194)

(正) (▶p. 196)

● 18・19 ページ 注釈囲み「e-Govの「行政手続案内」ページ」(初版第2刷で訂正済み)

2020年11月のe-Govリニューアルに伴い、内容を改めました。

「電子政府の総合窓口」という呼称は廃止され、単に「e-Gov(イーガブ)」と呼称するポータルサイトになっています。サイト内の「電子申請」>「手続検索」が旧サイトの「行政手続案内」に相当します。

● 65 ページ 注釈囲み「SIIと年次改革要望書で…」2-3行目 (初版第3刷で訂正予定)

(誤) 小泉純一郎内閣(1994[平成6]年)に始まり…2009(平成21年)までの16年続き

(正) 小泉純一郎内閣(2001[平成13]年)に始まり…2009(平成21年)までの9年続き

● 73・74 ページ (初版第2刷で訂正済み・初版第3刷で訂正予定)

2020年11月のe-Govリニューアルに伴い、内容を改めました。

なお、e-Govを整備・管理する組織は、総務省行政管理局からデジタル庁に移管されています。

● 114 ページ 13行目 (初版第2刷で訂正済み)

(誤) …相手方を「不利益な取り扱いをしてはならない」旨が…

(正) …相手方に「不利益な取り扱いをしてはならない」旨が…

●124 ページ 14 行目（初版第 2 刷で訂正済み）

（誤）…（平成 18 年 3 月 20 日総務省行政管理局通知…

（正）…（平成 18 年 3 月 20 日総務省行政管理局長通知…

●150 ページ 9 行目（初版第 2 刷で訂正済み）

「…「緊急事態宣言」を出し（同 32 条 1 項）」の後に「また「まん延防止等重点措置（まん防）」を実施（同 31 条の 4）することで、」を追加しました。

●192 ページ 4 行目（初版第 2 刷で訂正済み）

（誤）①内閣法，内閣府設置法及び国家行政組織法が定め，次に

（正）①内閣法及び国家行政組織法が定め，次に

●197 ページ 13 行目（初版第 2 刷で訂正済み）

（誤）…現在は 131 個に…

（正）…現在は 134 個に…

●208 ページ 4-5 行目（初版第 2 刷で訂正済み）

（誤）…同法別表第 1 に出ている 30 個です（11 省 5 委員会 14 庁）。

（正）…同法別表第 1 に出ている 31 個です（11 省 5 委員会 15 庁）。

●216 ページ 注釈囲み「大阪市に全国初の総合区誕生なるか」5 行目（初版第 2 刷で訂正済み）

2020 年 11 月の大阪市廃止・特別区設置住民投票の実施に基づいて，以下のとおり訂正しました。

大阪では「大阪都構想」が再度の住民投票で否決された後，（後略）

●218 ページ 16 行目（初版第 2 刷で訂正済み）

「府県との違い」の最後に以下の一文を追加しました。

これを「都区制度」といいます。

●225 ページ 注釈囲み「都道府県議会と市区町村議会…」表の市議会（初版第 2 刷で訂正済み）

（誤）大阪市議会

（正）大阪市会

●229 ページ 7 行目（初版第 2 刷で訂正済み）

（誤）…同 5 条以下）の規定が準用されています

（正）…同 5 条以下）が準用されています

●230 ページ 本文7行目（初版第2刷で訂正済み）

上告審判決（最判令2・6・30）での泉佐野市逆転勝訴に基づいて、以下のとおり追加しました。

ふるさと納税訴訟（中略）大阪高裁は国の裁量を認め、同市の請求を棄却しました（大阪高判令2・1・30）が、最高裁が高裁判断を覆しました（最判令2・6・30）。

●264 ページ 注釈囲み「「主観」訴訟・「客観」訴訟…」4-6行目（初版第2刷で訂正済み）

（誤）そこで法を示す場合、「客観的」という形容詞を付けて droit subjectif (仏), subjektives Recht (独) と呼び、また権利を示す場合は「主観的」という形容詞を付けて、droit objectif (仏), objektives Recht (独) と呼ぶ。

（正）そこで法を示す場合、「客観的」という形容詞を付けて droit objectif (仏), objektives Recht (独) と呼び、また権利を示す場合は「主観的」という形容詞を付けて、droit subjectif (仏), subjektives Recht (独) と呼ぶ。

●276 ページ 16行目（初版第2刷で訂正済み）

「原告の狙い」の最後に以下の記述を追加しました。

（処分が無効にされる／取り消されると、カネがもらえなくなる）

●277 ページ 20行目（初版第2刷で訂正済み）

「主要な例」の最後に以下の記述を追加しました。

（行訴と民訴の違いは、▶p. 169 以下「<sup>じぶつかんかっ</sup>事物管轄」）

●290 ページ 30行目（初版第2刷で訂正済み）

（誤）…しかし、弁護士法72条…

（正）…なぜなら、弁護士法72条……

●305 ページ 20行目（初版第2刷で訂正済み）

「長いので、以下「法益救済説」と略します。」の一文を削除しました。

●380 ページ 19-20行目（初版第2刷で訂正済み）

「行政機関（2条1項）」箇条書きの2つ目を以下のとおり訂正しました。

・また警察の保有情報も含まれることから、警察庁・警視庁・道府県警は「情報公開法審査基準」を作成、提示している。

●400 ページ 最高裁判所判例（初版第2刷で訂正済み）

辺野古訴訟（最判令2・3・26）が判例集に登載されたので、以下のとおり訂正しました。

最判令2・3・26（民集74巻3号471頁） 辺野古訴訟

（「国の関与」「承認撤回の取消し」の違法。消極）……230

上告審判決（最判令 2・6・30）での泉佐野市逆転勝訴に基づいて，以下を追加しました。

最判令 2・6・30 （民集 74 卷 4 号 800 頁） ふるさと納税訴訟（大臣の措置は違法） ……230

●400 ページ 高等裁判所判例（初版第 2 刷で訂正済み）

ふるさと納税訴訟（大阪高判令 2・1・30）が判例集に登載されたので，以下のとおり訂正しました。

大阪高判令 2・1・30 （判例自治 465 号 33 頁） ふるさと納税訴訟（指定除外は裁量内） ……230

以上

株式会社 実務教育出版